

後期高齢者医療制度の保険料

7月から普通徴収が始まります

後期高齢者医療制度の保険料の普通徴収が7月から始まります。保険料の納付方法は年金から天引きされ

4月から保険料の天引きを行っています。4月に特別徴収されなかった方は上記の区分により保険料を納めていただくことになります。このうち、普通徴収となる方には通知書のほかに「保険料納入通知書 納付書」をお送りしますので、金融機関の窓口などで納付してください。

被用者保険の被扶養者 保険料が軽減されます

被用者保険（社会保険、健康保険組合、船員保険、共済組合）の被扶養者で4月から後期高齢者医療制度の対象となった方は、保険料を新たに負担しなければならなくなりましたが、本年度分については負担が急激に増えることを避けるため、保険料が年額1700円に軽減されることになりました。

被用者保険の被扶養者であつた方で年額1700円を超える通知書が届いた場合は、保険料の軽減措置が受けられますので、窓口へお問い合わせください。

◆問い合わせ 役場住民生活課 国民健康保険担当（☎82-3111 内線124）へどうぞ。

◆保険料の納付方法

区 分	平成20年度の保険料の納付方法
①年金支給額が年額18万円未満の人 ②介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計が年金支給額の2分の1を超える人 ③年金の差し止めや担保貸付を受けている人 ④年金の内払調整を受けている人 ⑤施設に入所し、介護保険の住所地特例の対象となっている人	普通徴収（納付書）による納付となります。対象者には7月に保険料額の決定通知書と納付書が送付されますので、金融機関の窓口などで納付してください。
⑥65歳～74歳で障害認定を受け、3月まで老人保健制度に加入していた人 ⑦昭和7年9月1日～昭和8年4月1日生まれの人 ⑧3月まで被用者保険（社会保険、健康保険組合、船員保険、共済組合）に加入していた人	9月までは普通徴収、10月からは特別徴収（年金天引き）による納付となります。対象者には7月に保険料額の決定通知書と9月分までの納付書が送付されます。 ※上記の①～⑤に当てはまる方は、10月以降も普通徴収となります。
⑨被用者保険に加入していた人の被扶養者	10月から特別徴収による納付となります。9月までは保険料はかかりません。保険料額の決定通知書は7月に送付します。 ※上記の①～⑤に当てはまる方は、普通徴収となります。
⑩本年度中に新たに後期高齢者医療制度の対象となった人または本年度中に町外から転入してきた人	普通徴収による納付となります。対象となった月または転入した月以降に送付される納付書で納めてください。

お家の水道は大丈夫ですか 月に一度は漏水チェックを

いつもと水道の使い方が変わっていないはずなのに、使用水量や料金がいつもより多いと感じたら、漏水している可能性があります。ご自分で簡単にできる漏水のチェックをしてみましょう。

◆漏水をチェックする方法

- ①お使いになっているすべての蛇口を閉めてください。
- ②メーターボックスを開けてメーターを確認してください。
- ③パイロットが止まっているか確認してください。もし回っていれば、漏水している可能性があります。

漏水している場合、メーターから建物内までの部分の修理は使用者や所有者の負担となりますので、町指定の給水装置工事業者に修理を依頼してください。

なお、漏水している場所が地中である場合などは、申請により料金の一部を軽減できる場合があります。

◆問い合わせ 町水道事業所（☎82-3111内線223）へ。



県の青少年育成委員に 木村さんと川石さんを再任

県青少年育成委員に、木村良一さん（豊間根・60）と川石睦さん（山田・44）が再任されました。任期は4月1日

を目的に、青少年団体の育成や青少年活動を実践する人材の育成などを行うのが主な職務となっています。

から向こう2年間です。同委員は、青少年の健全育成



木村良一さん



川石 睦さん